

第4回西和賀町議会定例会

令和元年12月13日（金）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は10名であります。高橋宏君、深澤重勝君から欠席の旨の届け出があり、これを受理しております。会議は成立をしております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は印刷配付のとおりであります。

細井町長並びに佐藤教育長より説明員として委任した旨の通知があった者の職氏名については、初日と同様でありますので、呼称は省略しますが、これを受理しました。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、議案第1号 西和賀町会計年度任用職員の給与等に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 おはようございます。きょうもよろしくお願いたします。

ただいま上程になりました議案第1号 西和賀町会計年度任用職員の給与等に関する条例について提案理由を申し上げます。

この条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、新たに会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、会計年度任用職員の給与、勤務時間、勤務条件及び費用弁償に関する事項を定め、令和2年4月1日から施行しようとするものです。

詳細については担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 おはようございます。それでは、条例

の詳細について説明いたします。

第1条の趣旨では、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給料、その他の給与、勤務時間、その他の勤務条件及び費用弁償に関し必要な事項並びに単純労働者の給与の種類及び基準を定める旨を規定しております。

第2条では、パートタイム会計年度任用職員及びフルタイム会計年度任用職員に支給する給与の種類を規定しております。

第3条から第13条までは、パートタイム会計年度任用職員に支給する報酬及び地域手当等各種手当に相当する報酬、報酬の減額、報酬額の算出方法を規定しております。

第14条及び第15条では、フルタイム会計年度任用職員の給料及び期末手当を除く各種手当の支給額及び支給方法を規定しております。

第16条及び第17条では、会計年度任用職員の期末手当の支給割合、支給の制限等を規定しております。

第18条では、会計年度任用職員の給料及び月額報酬の支給方法を規定しております。

第19条では、会計年度任用職員が休職された場合における給与を規定しております。

第20条及び第21条では、パートタイム会計年度任用職員が通勤した場合及び職務のため旅行した場合の費用弁償を規定しております。

第22条及び第23条では、会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇を規定しております。

第24条では、会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を規定しております。

第25条では、条例の施行に関し必要な事項は

規則で定める旨を規定しております。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
淀川豊君。

10番 おはようございます。2点ほどお聞きいたしたいというふうに思いますが、会計年度任用職員が1号と2号ということでパートタイム会計年度任用職員とフルタイムの会計年度任用職員ということに分かれるようですが、現状において、今の体制でこういうふうな分け方をすると大体人数的にはどういうふうな形になるのかということと、こういう制度が4月から始まれば、その給与についての予算はどのような、減るとかふえるとか、その辺の見込みはどのように思っているのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

議長 総務課長。

総務課長 初めに、パートタイムとフルタイムの違いについて説明いたします。

フルタイム会計年度任用職員は、週5日、週38時間45分、1日の勤務時間が7時間45分ということで、常勤職員と同じ勤務時間となっております。パートタイム会計年度任用職員については、週38時間45分未満の勤務というふうな勤務体制となっております。

ご質問の中で、現在雇用している期限つき臨時職員と嘱託職員が会計年度に移行した場合、どのように区分されるのかというご質問についてお答えいたします。

基本的には、パートタイム会計年度任用職員ということで任用する考えでいます。これは、フルタイム会計年度任用職員については、県のほうでも職員の代替等の事務に当たるものというふうな形でかなり制限されておりますので、今回、先ほどお話ししたように期限つき臨時職員及び嘱託職員についてはパートタイム会計年

度任用職員で雇用するというふうな形で考えております。

次に、今回会計年度任用職員に移行することで人件費の部分についてのお答えですけれども、新たに6カ月以上勤務される方等、一定の条件を満たす方については期末手当の支給が入ります。それにその他の手当等も支給されることとなりますので、職種ごとの詳細についてはまだ現在調整中でありましてけれども、現時点では約600万ほどの人件費の増というふうな形で見込んでおります。

以上です。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第1号 西和賀町会計年度任用職員の給与等に関する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第2、議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について提案理由を申し上げます。

この条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、新たに会計

年度任用職員の職が設けられることに伴い、関係条例の整理をしようとするものです。改正する条例を第1条から第4条とし、4本の条例をまとめて改正し、令和2年4月1日から施行しようとするものです。

詳細については担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 それでは、条例の詳細について説明いたします。

6ページ、新旧対照表をごらんください。第1条関係の西和賀町職員の懲戒の方法及び効果に関する条例については、第3条の減給の効果に、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員のパートタイム職員においては、給料及び地域手当に相当する報酬の額を減給の対象とする規定を新たに追加しようとするものです。

第2条関係の西和賀町職員の育児休業等に関する条例については、会計年度任用職員を含む非常勤職員の育児休業及び部分休業に関する規定を新たに追加しようとするものです。

第2条の育児休業をすることができない職員に、一定の任用期間の要件を満たす非常勤職員以外の非常勤職員を追加しようとするものです。

第2条の3及び第2条の4は、非常勤職員の育児休業の取得可能期間を子の養育の事情に応じて定めようとするものです。

第3条の育児休業取得の特別な事情に非常勤職員の規定を追加しようとするものです。

第7条の育児休業をしている職員の期末手当等の支給において、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員には勤勉手当の支給がないことから、第2項の勤勉手当の支給について会計年度任用職員を除く規定を追加しようとするものです。

第8条の育児休業をした職員の職務復帰後における給与の取り扱いにおいて、会計年度任用

職員が育児休業から職務に復帰した際に給与の号給を調整しないことから、会計年度任用職員を除く規定を追加しようとするものです。

第17条の部分休業をすることができない職員に一定の任用期間の要件を満たす非常勤職員以外の非常勤職員を追加しようとするものです。

第18条の部分休業の承認について、第1項では非常勤職員の承認できる勤務時間の規定を、同条第2項ではこれまで規則で定めていた職員の範囲（非常勤職員を除く職員）及び育児時間等を条例に規定するとともに、同条第3項では非常勤職員に対する部分休業の承認の規定を追加しようとするものです。

第3条関係の西和賀町公益的法人等への職員の派遣に関する条例については、第2条の職員の派遣において条件つき採用職員を規定している条文、地方公務員法第22条第1項を地方公務員法の一部改正に伴い、地方公務員法第22条に改正しようとするものです。

第4条関係の西和賀町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例については、第3条の任命権者の報告事項から除く職員に地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員のフルタイム職員を新たに追加しようとするものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整

備に関する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第3、議案第3号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第3号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例について提案理由を申し上げます。

この条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、関係法律の一部が改正されたことに伴い、成年被後見人等の権利の制限を規定している関係条例を改正しようとするものです。

整備法では、成年被後見人を被保佐人、被補助人等を資格職種業務等から一律に排除する規定(欠格条項)を削除するとともに、必要に応じて心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定(個別審査規定)を置き、また所要の手續規定及び用語の整備が行われました。

改正された法律を引用している条例を第1条から第3条とし、3本の条例をまとめて改正し、令和元年12月14日から施行しようとするものです。

詳細については担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 それでは、条例の詳細について説明い

たします。

3ページ、新旧対照表をごらんください。第1条関係の西和賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例では、児童福祉法第34条の20第1項第1号に規定している成年被後見人又は被保佐人が削られ、1号繰り上がったことに伴い、第23条第2項の家庭的保育者となる要件を規定している児童福祉法第34条の20第1項第4号を児童福祉法第34条の20第1項第3号に改めるものです。

第2条関係の西和賀町下水道条例では、第9条第1項第4号の排水設備等の新設等の工事を行う者の指定の基準を規定しているア、「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者」を「心身の故障により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に行うことができない者として規則で定めるもの」に改め、新たにイ、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者を加えるものです。

第3条関係の西和賀町消防団条例では、第5条第1号の消防団員の欠格条項を規定している成年被後見人又は被保佐人を削るものです。また、改正に合わせて用語の整理も行っております。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第3号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方

は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第4、議案第4号 西和賀町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第4号 西和賀町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするものです。また、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の規定を定めようとするものです。

新旧対照表をごらんください。今回の一部改正は、第1条及び第2条に分けて改正を行っております。

第1条関係では、地方公務員法第16条第1号に規定している成年被後見人又は被保佐人が削られ、1号繰り上がったことに伴い、9条第1項の失職の特例に規定している地方公務員法第16条第2号を地方公務員法第16条第1号に改めるものです。

第1条関係の改正は、令和元年12月14日からの施行になります。

第2条関係では、第7条の休職の効果に、会計年度任用職員の休職の期間については任免権者が定める任期の範囲を超えない範囲である旨の規定を新たに追加しようとするものです。

第2条関係の改正は、令和2年4月1日からの施行になります。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定く

ださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第4号 西和賀町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第5、議案第5号 西和賀町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第5号 西和賀町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員及び非常勤職員の規定を整理するものです。また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、職員の時間外勤務命令を行うことができる上限を定めるため所要の改正をしようとするものです。

新旧対照表をごらんください。令和2年4月1日から新たな制度として始まる地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に係る勤務時間、休日及び休暇については、新たに制定する会計年度任用職員の給与等に関する条例において規定することから、第1条の趣

旨及び第17条の委任において整理しようとするものです。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、職員の時間外勤務命令を行うことができる時間及び月数の上限等必要な事項について規則で定める旨を第8条の正規の勤務時間以外の時間における勤務に第3項として新たに加え、令和2年4月1日から施行しようとするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第5号 西和賀町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第6、議案第6号 西和賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第6号 西和賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

人事院は、本年8月7日に公務員と民間との

比較に基づく給与改定に関する勧告を行いました。西和賀町においては、従来から人事院勧告に準じ給与改定を実施してきたところであり、人事院勧告を基本として条例改正をしようとするものです。

改正内容の主なものは、給料表の改定と職員の特別給を年間4.50月分とするため、勤勉手当を0.05月分引き上げるものです。また、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、成年被後見人等の権利の制限に係る規定を改正しようとするものです。

さらに、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員の給与等に関する事項を定めようとするものです。

詳細については担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 それでは、条例の詳細について説明いたします。

この改正ですが、平成31年4月1日から適用するものを第1条、令和元年12月14日から施行するものを第2条、令和2年4月1日から施行するものを第3条に規定しております。

20ページ、第1条関係の新旧対照表をごらんください。20ページから34ページは、給料表の改定になります。なお、この給料表の改定は平成31年4月1日からの適用になります。

次に、35ページ、第2条関係の新旧対照表をごらんください。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、成年被後見人等の権利の制限に係る規定を改正しようとするものです。地方公務員法第16条第1号に規定している成年被後見人又は被保佐人が削られたことに伴い、

法第16条第1号に該当して、法第28条第4項の規定により失職するという規定が削られたことにより、第20条及び第20条の2の期末手当、第21条の勤勉手当、第27条の休職者の給与のそれぞれの規定から失職の規定を削るものです。第2条関係の規定は、令和元年12月14日からの施行になります。

次に、38ページ、第3条関係の新旧対照表をごらんください。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により新たに会計年度任用職員の職が設けられることに伴い、非常勤職員の給与に関する事項を別の条例に整理することにより、第1条、第4条、第26条、第28条、別表第1備考を改正しようとするものです。また、第21条第2項第1号の勤勉手当の支給割合について100分の92.5を100分の95とするものです。第3条関係の規定は、令和2年4月1日からの施行になります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
淀川豊君。

10番 町長からの上程理由でも人事院勧告に準じての給与改定だということでご説明をいただきましたが、今回の行政職の給料については平均で何%ぐらいのベースアップということになるのか、その辺がわかればお知らせをいただきたいというふうに思いますが、提案理由でこれまでも人事院勧告に準じて給与改定してきたということで説明をいただいたのですが、今後も人事院勧告があるたびに職員の給与改定はしていくという考えなのか、その辺の基本的なところもあわせてお願いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 給料表の改定の関係ですけれども、月例給の引き上げ率は、行政職俸給表1で平均0.1%になります。一般職試験、高卒者に係る

初任給の1級5号給では、まず2,000円引き上げることとなっております。30歳代半ばまでの職員、今回該当する者は50名というふうな内容になっております。

あと給料表の改定について、今後も人事院勧告に基づいて行っていくのかというご質問については、当然町の財政状況等も考慮しなければならない部分もあろうかと思えますけれども、これまでの流れは先ほども言いましたとおり人事院勧告を基本として給料表の改定を行ってきておりますので、引き続きそういう形でいくというのが基本的な考え方になると思います。

議長 淀川豊君。

10番 今回一般職で0.1%程度のベースアップということで、またこれからも人事院勧告に沿ってやっていくということの基本的なお考えをいただきました。国からの交付金が減って行って、財政規模が縮小していくということを行政も懇談会等でかなり詳しく説明をしております。その中で、やはり年度当初の予算編成もシーリングをかけて2割カットあるいはそういった形で減額、対前年でいけば減額の予算編成をしているというような状況だというふうに思います。そういった中で、人事院勧告はもちろん民間の50人以上の企業が平均給与ということで比べられるということだと思いますが、財政規模は縮小していく中に、人事院勧告で民間企業、しかも町内には50人以上の企業というのは1社、そんなものではないかなというふうに私は思いますが、それ以下の零細企業しかないような地域で、いつまでも人事院勧告が出たから給与はベースアップしていくのだという考えでは、町民に対するサービス水準は少しずつ下げて、その町民に我慢を強いたものを職員の給与アップに使うというような、そういうような捉え方を町民の皆さんはするのではないかなというふうに思うのですが、その辺の町民に対する説明はどのようにするお考えですか。

議長 総務課長。

総務課長 人事院勧告の関係についてお答えいたします。

今回給料表の改正は、人事院勧告どおり平成31年4月1日適用としております。そして、勤勉手当については、0.05月分引き上げる改正を令和2年4月1日としたところであります。この勤勉手当の引き上げについては、人事院勧告においては令和元年12月1日施行という勧告の内容でありました。先ほど来からずっとお話しされております財政事情等、ことしの当初予算編成においてもかなりの繰入金をして予算編成しているというふうな財政事情等踏まえまして、その勤勉手当については本年度の人件費の圧縮、縮減に向けて本年度の施行は行わず、来年度からの適用というふうな対応をしたところであります。

また、人件費全体の話になりますけれども、平成30年度に比較し、平成31年度の職員数は、病院の医療専門職を除く職員数では4人減となっております。その職員数の減についても取り組んでいるところでありますので、人件費の総額については前年を上回るようなことがないような形で来ております。そういうふうな部分について住民の方々からご理解いただければと考えております。

議長 刈田敏君。

1番 先ほど2,000円アップするということができたが、平均して40代だとどれぐらい上がって、それから10代と50代、差額どれぐらいあるのかわかりますか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

先ほど提案理由のところでお話ししたとおり、初任給の方で2,000円上がるということで、その影響は30代半ばまでですので、40代、50代については昇給はないということでありまして。先ほど初任給の方で2,000円ということで、あと上げ幅が一番小さい号給になりますと500円の上げ幅という改正額となりますので、まずその

年代ごとの平均額というのは出しておりませんが、今回の改正に伴って職員の月例給については総額で62万8,000円の増になるものと推計しております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 給料の状況を見るということで、ラスパイレス指数というものがあって、一般行政職でありますけれども、岩手県の町村平均では97.0、これは平成30年かな、西和賀町は97.3と大体ほぼ平均値をいっているわけで、私がお話したのは、私たちは他町村のことはよくわからないのですけれども、職員の仕事として、町長はいろいろほかを回って歩く上で、この指数といえますか、給料の値分、仕事をしていると言えれば失礼な話ですけれども、見てどういう状況なのかということはお伺いしてみたいと思いますし、我々は研修等に行くと、やっぱりすごいところに行くから、それも優秀な職員を見てくるわけで、これはすごいなと思うのですけれども、それは置いておいて、やっぱり岩手県の中で西和賀町の職員がどれぐらい頑張っているのかということをお伺いしたいと思います。

議長 細井町長。

町長 ただいまの刈田議員さんからの質問は大変難しい質問でございまして、一概に簡単に回答することはできないというふうに思います。ただ、皆さんよく頑張ってくれていただいていますし、土日は非常に西和賀町はイベントが多い、それについても向き合っているということ、ほかの町よりも数多く頑張っているというふうには私は受けとめているところがございます。これは、労使関係の協議でもございますので、一気にそれをどこかにそろえるというのはなかなか難しいので、今後やはり町の財政状況も勘案しながら、そして全体の人件費の総額というふうなものを見ながら、労使で協議を続けていかなければいけないだろう

うというふうに思います。

先ほど総務課長のほうからも説明ありましたように、それなりのやはり背景の中で労使協議をして理解をいただくということには手がけておりますので、その辺はなかなか住民の皆さんにはわかりにくい、届かないところかもしれませんが、そういう協議はして、少しでも理解をいただくような取り組み、努力はしておりますので、理解をいただきたいなというふうに思います。

議長 刈田敏君。

1番 要するにお金が上がるから、その分仕事してくれということは、町民の人たちはそういうふうに思うかもしれませんが、なかなか厳しい、仕事量も多い、その中でこれからは時間も制限されるし、人数も制限される、大変だということは重々にわかりますけれども、今回の勧告を受けて上げる分、やっぱり意識的には頑張ってもらおうようなことでお願いしたいということをお願いして質問を終わります。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第6号 西和賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第7、議案第7号 西和賀町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第7号

西和賀町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

西和賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、特別職の職員の期末手当の支給割合を改正しようとするものです。

改正内容は、一般職の職員の勤勉手当の支給割合引き上げ相当分として、期末手当を0.05月分引き上げるものです。また、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、特別職の職を整理しようとするものです。

詳細については担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 それでは、条例の詳細について説明いたします。

町長、副町長、教育長の期末手当については、人事院勧告に伴う一般職の特別給の改定率を考慮し、調整を行ってきたところでございます。今回の一般職の職員の特別給支給割合が民間と比較し下回っているということで、先ほどご決定いただきましたように勤勉手当を0.05月分引き上げるといふことにさせていただくわけですが、町長、副町長、教育長にあっては勤勉手当の支給基準がありませんので、一般職の職員の勤勉手当支給割合引き上げ相当分を期末手当で調整するための改正を行おうとするものです。

3ページ、新旧対照表をごらんください。第3条第2項において、一般職の職員の期末手当の支給割合である100分の130を100分の155に読みかえて規定しているものを100分の157.5とするものです。また、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員法第3条第3項第2号及び同項第3号の規定をより厳格化したことに伴い、特別職の職を整理しようとするものです。第1条中、行政区

長を削り、別表第1に規定している公民館長、交通指導員、行政区長、保健委員、町立西和賀さわうち病院に勤務する看護師を削り、新たにまち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議委員、鳥獣被害対策実施隊員、産業医、学校医、学校歯科医を加え、上記以外の特別職の職員を上記以外の地方公務員法第3条第3項第3号に規定する者の職に限定するものです。施行日は、令和2年4月1日からとするものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

柿澤繁俊君。

11番 下の表に委員の賃金やまち・ひと・しごと、それから鳥獣被害対策委員の7,000円、6,500円、6,500円、6,500円とありますけれども、どのような基準でこれを定められているのですか。

議長 総務課長。

総務課長 今回新たに追加されましたまち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議委員等の日額の算定、算出方法ということでの質問ということでお答えいたします。

これまで特別職として表の上段に特別職報酬等審議会委員等のそれらの日額報酬を規定しております。今回新たに追加したまち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議委員と鳥獣被害対策実施隊員については、これまでの規定している特別職の日額を参考として規定したものであります。

あと産業医、学校医、学校歯科医等については、これまでの支払い額を参考としてそれぞれ規定したものであります。

以上です。

議長 柿澤繁俊君。

11番 私が聞きたいのは、鳥獣被害対策実施隊員についてはやっぱり銃という非常に危険なも

のを持って職に当たっているわけです。だから、そういうふうなものをどのように捉えて、このような6,500円に定めているものかというものを聞きたいのです。

議長 質問と答弁かみ合っていないから、ちょっとあれだ。

ここで休憩します。11時15分まで休憩します。

午前10時58分 休憩

午前11時15分 再開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

総務課長。

総務課長 先ほどの質問に対してお答えいたします。

今回お示ししております鳥獣被害対策実施隊員、日額6,500円という金額については、会議開催に伴う日額報酬として、他の特別職の委員等との均衡を図り定めたものであります。なお、実際に有害鳥獣駆除等の活動に当たっては、別途委託料での支払いというふうな形になっております。

以上です。

議長 柿澤繁俊君。

11番 それはわかります。私が言いたいのは、これから非常に大変な時期が来ると思います。隊員23人しかいないし、それで毎日のように2回も貝沢のほうに走っていったり、また湯田の方では一番奥のほうの本当に2回も3回も行って、自分の車で自分で油入れて、その分の手当としては20万、30万もらっているかもわからないけれども、私は今の二十何人の隊員では、とてもではないけれども、これからは補ってはいけないと思います。そこで、町長さん、役場の職員にもやっぱり銃を持たせてやらせる方法というのは考えられないですか。

議長 細井町長。

町長 その件に関して、ちょっとこれまで協議、相談したことはございませんので、大変なちょっと別世界の話になりますので難しさもあると思いますが、これからのいわゆるいろんな状況

を考えると、どういう人たちがそういうものに対処できるか、当然必要な人数がふえていくという思いもありますので、町全体の中で検討していかなければならない課題かなというふうに思います。意見として、考えとして承っておきたいと思います。

議長　ほかに質疑はございませんか。

高橋輝彦君。

6番　この文章を見ますと、行政区長を削るということでございます。それから見ますと、公民館長、分館長等のところも文言がないわけですけれども、この分については改正のほうの一番下の予算の範囲内において町長が定める額というふうなところになるのかなとは思いますが、実際にその報酬額等の変更はあるのかどうかお聞きしたいと思います。

議長　総務課長。

総務課長　お答えいたします。

今回削除されました行政区長等については、国のほうでもさまざま検討されております。区長に関しては、主な業務としては町などからの配布物の配布、アンケートの回収や住民からの要望への対応など多種多様な活動をしていただいております。しかしながら、この活動が地公法で定める第3条第3項第3号の特別職、非常勤職員として該当するかしらないかというまず検討があって、これに該当するものは助言、調査、診断、その他、総務省令で定める事務というふうな規定がありますけれども、区長の業務内容についてはそのような内容ではないということと、あと地方公務員法上の服務規程に基づく義務を課す業務について義務を課す必要があるか、また人事評価等の、そういうふうな部分のこともありますので、結論としましては先ほど言いました行政区長等については特別職には該当しないというふうなまず国からの判断であります。

実際この後といいますか、4月1日以降どのようなことになるかという部分についてですけれども、現在それぞれ各担当する課と協議を進めており

ます。行政区長さんの例でいいますと、自治会への委託とか、あとは個人への委託なり、あとは自治会への補助金等、そういうふうないろいろな形が考えられますので、その辺については今各担当する課との協議中ということですので、ご理解いただければと思います。

以上です。

議長　総務課長、ちょっと答弁が、質問者が聞いていることに合致している形できちっとわかるように説明してください。

総務課長。

総務課長　失礼しました。区長等については、上記以外の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する者の職には該当しません。

以上です。

議長　高橋輝彦君。

6番　そうしますと、区長に関しては4月から何も報酬を出さないということにはならないと思うので、そうしますと今議会に上がっていないということは、3月議会かなんかでしっかりした条例をつくられるということなのかなと思いますが、今の時点で区長あるいは公民館長等も特別職に該当しないということなのか、その部分も含めて、金額的な部分も含めてお聞きしたいと思います。

議長　総務課長。

総務課長　今回特別職から削る役職については、特別職には該当しないということになります。実際にこれまでお支払いしている報酬がありますけれども、それについては謝金等での支払いや、あと行政区長の場合であれば自治会への委託等、そういうふうな形での対応となる、その部分について委託料での支払いとか自治会への補助金という形での支払いを担当課と今協議しているということになります。なので、その部分については条例等での定めは特に必要はないことになりますので、予算編成上の部分で額については定めていくことになります。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 そうしますと、区長ということでの支払いはしないと、あくまで自治会に対する支払いをするのだということの変更ということですか。あと公民館長に関しては全然ご回答がないのですが、その部分はいかがでしょうか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

公民館長についても今回特別職には該当しないということになります。

あと支給方法、支給金額等については、今それぞれの担当課と協議中ということでご理解いただきたいと思います。

議長 高橋輝彦君。

6番 そういう部分は協議中ということなのですが、もうことしも終わりますし、4月から始まるわけですので、いつごろまでにそれをお示しなさるのかお聞きしたいと思います。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

内部での協議はもちろんですが、行政区長さん等への説明も当然必要ですので、なるべく早目に結論といいますか、協議を進めて結論を出したいと考えております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 ということは、この条例が決まったからそうしますよというようなお話では全く意味がないと思うので、今の総務課長のお話を聞くと、これから説明するということだったのですけれども、そういうことですか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

今回改正する内容については、国のほうの改正に伴って行うものでありますので、この点については国の改正に伴い町のほうでも改正をするというふうな内容になっております。

あと金額なり、そういうふうな部分について

は予算編成を経て決定いたしますし、そういうふうな説明といいますか、内部の協議については早急に進めて、これまでも進めてきておりますけれども、ちょっと結論までには至っていないということで、引き続き協議をして、早急に結論を出したいと考えております。

議長 ちょっと今総務課長、区長さん方に説明しているかという質問をしていますので、内部の協議の話ではないと思いますので、その辺をちょっと明確に答えてください。

総務課長。

総務課長 行政区長さんにこれまで説明したかという点については、これまで説明はしておりません。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 これからの協議にはなると思うのですが、今までもらっていた金額的に、それは担保されていないということでよろしいですか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

先ほどお話ししたとおり、支給額、支給方法等について今協議している段階ですので、今の額を担保できるかできないかという部分については明確にここで答えはできないこととなりますので、今後予算編成も含めて協議していくということでご理解いただきたいと思います。

議長 刈田敏君。

1番 基本的に公民館、分館、やっぱり一番大事なことで、こちらは資料は事前にもらっていたのですが、中身についてはきょうの質問の中で確認したわけでありまして。議会のほうにもそういう旨というのが全然ない中で来て、この条例を決めて、それから協議するというのはいかがなものかと思うのですが、その辺はいかがですか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

今回の改正の部分については、内部での協議

がちよっとおくれたという部分もあって、今回議会前に議員の皆様説明する時間はまずとれなかったということになります。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 こういう大事なことをおくれたとかと、そういうのは説明になっていないのですけれども、明確な答えをお願いします。

議長 副町長。

副町長 申しわけありません。私のほうから、公民館の公民館長、またそれから行政区長さん含めてですけれども、今回提案した条例案というのは、さっき総務課長からもお話がありましたけれども、法改正に伴って全体のフレームというか、この条例の改廃を今回提案させていただきました。そして、今行政区長さんの報酬の金額とか、それから公民館長さんも含めてですけれども、金額とか、それから支給の方法については、それぞれのいろんな方式というか、やり方がありますので、それは行政区長さんとか公民館長さん方からのご意見いただきながら最終的に決めたいというふうに考えておりましたけれども、今総務課長がちよっとおけていると言ったのは、その意見交換の場を設けるのはちよっと今おけているというのは事実でして、早急に内部で案を詰めて、意見を伺って、そして3月議会にこういった形で予算として提案したいということですので、議員の皆様にもそのやりとりが、公民館長さんと行政区長さん方との協議を進めた上で、こういった形で進めていきたいということは3月議会の提案前には事前に説明したいと思っておりますので、どうぞご理解いただきたいと思えます。

議長 刈田敏君。

1 番 おくれたのであれば、この条例の提案だっておくらせればよかったので、実際問題、一番やっぱり大事なところを町政懇談会の中でも話さない、きょうの議会にかけるということが町として当局として本当にどういうことをやる

うとしているのかすごく不安なのです。全てがそういうことでいくと、これは大変な話になると思うので、今の答弁でよろしいですか。この条例を認めてもらって、その後に金額を決める、そういう話でよろしいですか。

議長 副町長。

副町長 先ほどもお話ししましたけれども、この条例案は自治法上の改正というか、国のほうの改正に基づいて提案しているものです。それで、内容については今、先ほど申し上げたとおり早急に協議して、金額とか支給の方法については提案していきたいというふうに考えておりますけれども、このフレームという言い方をしましたけれども、制度としてはこういう制度になりますということでの提案というふうにご理解いただきたいと思います。

議長 刈田敏君。

1 番 早急と言われても、実質日程をこれからどう調整して、どうやるのかという、ありますか。

議長 ここで一旦休憩いたします。

午前 11 時 37 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

ただいま町長から議案第7号 西和賀町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について撤回したいとの申し出がありました。

議案第7号 西和賀町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例撤回の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

議案第7号 西和賀町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例撤回の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、議案第7号 西和賀町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例撤回の件を議題とします。

議案第7号 西和賀町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例撤回の理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 議案第7号 西和賀町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてですが、今回提案した条例改正により特別職から外れる行政区長、公民館長、保健委員、交通指導員の来年度以降の取り扱いについて、支払い額、支払い方法等について引き続き協議が必要であることから、関係者との協議を調えた上で再度提案させていただきますので、今回の提案を撤回いたします。よろしく願いいたします。

議長 お諮りします。

ただいま議題となっております議案第7号 西和賀町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例撤回の件を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 西和賀町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例撤回の件を許可することに決定いたしました。

続いて、日程第8、議案第8号 西和賀町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第8号 西和賀町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この条例も西和賀町一般職の職員の給与に関

する条例の一部改正に伴い、議会議員の期末手当の支給割合を改正しようとするものです。

改正内容は、一般職の職員の勤勉手当の支給割合引き上げ相当分として期末手当を0.05月分引き上げるものです。議会議員にあっては、勤勉手当の支給基準がありませんので、一般職の職員の勤勉手当支給割合引き上げ相当分を期末手当で調整するために支給割合を100分の155から100分の157.5とするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第8号 西和賀町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第9、議案第9号 西和賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第9号 西和賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます

す。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

詳細については担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 学務課長。

学務課長 それでは、私から説明をさせていただきます。

この改正は、国の基準の改正に伴うもので、保育料無償化に伴い、主に子供のための教育、保育給付に係る用語の整理、食事提供に要する費用の取り扱いの変更、地域型保育事業の基準などを改めるものであります。

なお、新旧対照表の改正部分には下線を引いておりますが、条文の整理を行ったものなど、今回の改定で大きく内容が変わらない部分については説明を割愛させていただきますので、お許しを願いたいと思います。

それでは、改正内容についてご説明させていただきますので、12ページの新旧対照表をごらんください。

まず、第2条関係からご説明させていただきます。第2条の第9号、支給認定を教育・保育給付認定に、第10号の支給認定保護者を教育・保育給付認定保護者に、第11号の支給認定子どもを教育・保育給付認定子どもにそれぞれ改めるものです。これは、保育料無償化の対象に幼稚園等の幼児教育、また認可外保育施設等も該当となることから、支給認定という用語が教育・保育認定の用語に子ども・子育て支援法の中で用語の整理が行われたことに伴い、西和賀町条例においても同様に用語の整理を行うものです。この第2条以降についても、この3つの用語整理が多々ありますが、同様に用語を改める

ものですので、以降の用語整理部分については説明を省略させていただきます。

また、この後説明させていただきます第13条の利用者負担等の受領にもかかわりますが、食事の提供、いわゆる給食にかかわる実費徴収の対象となる子どもの定義として、第2条に新たに第12号から16号が加わったことにより、第17号から21号までを6号ずつ繰り下げております。

16ページをお開き願います。今触れました第13条、利用者負担額等の受領ですが、こちらも用語の整理と、17ページの第4項第3号で、保育料のほかに保護者から支払いを受けることができる費用として、食事の提供に要する小学校就学前の子どもの主食、いわゆるごはんの費用としておりました。実際には、主食ごはんについては現物持参で対応しております。

今回の保育料無償化ですが、保育料は無償化されますが、食事の提供、いわゆる給食費については対象とはなりませんので、今回の国の基準の改正に伴い、保護者から受け取る費用を3歳以上小学校就学前の子どもに対する主食と副食の費用についても支払いを受ける費用として加えるものです。西和賀町では、主食のごはんは持参、副食費は月4,500円としているところです。ただし、第3号にア、イ、ウが加わりますが、この中で市町村民税所得割合算額の記載がありますが、年収360万円未満の世帯、また所得にかかわらず第3子以降の副食費は免除されます。なお、満3歳未満の保育認定子どもについては、これまでどおり保育料に含めることで支払いを受けるということになります。これは、保育料無償化は幼稚園も対象とされることから、幼稚園の入園は3歳以上が対象であり、保育施設についても3歳以上が対象とされているところです。このことにより、3歳未満児は保育料無償化の対象とはならないこととなります。

18ページからの第14条から、27ページ、第41条までは用語等の整理となります。

27ページ、第42条をごらんください。特定教育・保育施設等との連携になりますが、ここでは特定地域型保育事業者、これは小規模保育事業者、家庭的保育事業者などのことになりますが、具体的には個人などでゼロ歳から2歳児までを保育する事業者となります。国の基準では、この特定地域型保育事業と保育園、保育所との連携を適切に確保することの内容となっており、国の基準に合わせて改正を行うものです。西和賀町においては、現在のところ地域型保育事業を行う事業者はおりませんが、国の基準に基づいた連携条項の整備を行おうとするものです。

第43条以降につきましては、条文の整理等を行ったものですので、説明を省略させていただきます。

それでは、11ページの改め文をごらんください。附則ですが、この条例は公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第9号 西和賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第10、議案第10号 西和賀町子どものための教育・保育に係る保育料に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第10号 西和賀町子どものための教育・保育に係る保育料に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

新旧対照表をごらんください。議案第9号と同様に保育料無償化に伴い、幼児教育を行っている幼稚園等も無償化の対象となることから、国の基準で用いられた用語が改められました。このことにより、本条例の保育料、第2条の支給認定を教育・保育給付認定に改めるものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第10号 西和賀町子どものための教育・保育に係る保育料に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第11号 西和賀町水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第11号 西和賀町水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることに伴い、西和賀町水道事業における会計年度任用職員の規定を定めようとするものです。

新旧対照表をごらんください。現行の第23条では、企業職員で職員以外の者については、職員の給与との権衡、つり合いを考慮し、水道事業の予算の範囲内で給与を支給する定めとなっております。会計年度任用職員制度が令和2年4月1日から施行されることに伴い、改正後の第23条第1項では、給与の種類を給料及び手当と規定し、第2項及び第3項では、手当の種類を規定し、第4項で、給与の決定に当たっては町の一般職の職員の給与に関する条例及び会計年度任用職員の給与に関する条例の適用を受ける職員との権衡、職務の特殊性を考慮し、定めることとするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第11号 西和賀町水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正

する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第12、議案第20号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第20号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて提案理由を申し上げます。

令和2年3月31日をもって盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が解散することに伴い、同組合を総合事務組合から脱退させること並びに総合事務組合規約の一部変更について協議があったことから、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第20号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町

村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第13、議案第21号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第21号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについて提案理由を申し上げます。

令和2年3月31日をもって盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の常勤職員が配置されなくなり、同日をもって総合事務組合から脱退することに伴い、総合事務組合の財産処分を行おうとするものです。

1枚めくっていただきまして、財産処分に関する協議の内容は、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が退職手当支給事務の共同処理を行うために総合事務組合に負担金として拠出していた額から退職手当として支給した額を控除した額のうち、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の構成団体で退職手当支給事務を共同処理していない盛岡市の持ち分額に相当する額を盛岡市に還付し、退職手当支給事務を共同処理している矢巾町の持ち分額に相当する分は総合事務組合に帰属させるものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第21号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第14、議案第22号 町道弁天線 巖島橋橋梁補修工事請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第22号 町道弁天線 巖島橋橋梁補修工事請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて提案理由と内容についてご説明申し上げます。

令和元年6月14日に議決をいただきました町道弁天線 巖島橋橋梁補修工事について変更契約が必要となったことから、地方自治法第96条第1項第5号及び西和賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものです。

- 1、工事名。町道弁天線 巖島橋橋梁補修工事。
- 2、工事場所。西和賀町沢内字猿橋地内。
- 3、請負者。西和賀町沢内字弁天25地割7番地。有限会社高橋重機、代表取締役、高橋浩幸。
- 4、変更の内容。請負金額を9,790万円から8,325万9,000円へ、1,464万1,000円を減額するものです。変更の内容は、上部工の橋面補修に係る伸縮継ぎ手や、アスファルト舗装は現地調査の結果大きな損傷が見られなかったことから、次の橋梁点検まで経過観察することとしたため、

これらに関連する工事を減額するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案どおり議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第22号 町道弁天線敵島橋橋梁補修工事請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第15、同意第1号 西和賀町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

ここで議案配付のため休憩します。

午後 1時30分 休 憩

午後 1時32分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

本案について提案理由の説明を求めます。
細井町長。

町長 ただいま上程になりました同意第1号 西和賀町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

西和賀町教育委員会の委員の任命に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により同意を求めるものであります。

氏名、平藤壽子。生年月日、昭和25年5月25日、69歳。住所、西和賀町左草6地割94番地。

平藤さんは、長年学校教員として勤務され、在籍中には旧猿橋小学校教頭や北上市立いわさき小学校校長を歴任され、西和賀町のみならず、岩手県の教育の発展に尽力された方です。また、平藤さんには、平成23年6月から現在まで西和賀町教育委員会委員として在任していただき、町の教育行政の推進に当たっては、平藤さんのこれまでの教員経験をもとに、教育、学術及び文化に至るまでさまざまな角度から貴重なご意見、ご助言をいただきながら推進してまいりました。

このたび同委員の任期となることから、西和賀町教育委員会委員として引き続き任命しようとするものです。任期は、令和2年1月1日から令和5年12月31日までです。

ご同意いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

同意第1号 西和賀町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり同意されました。

以上で本定例会の全ての議事を終了しました。これをもって第4回西和賀町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

午後 1時35分 閉 会